

○農地防災事業等補助金交付要綱

〔 昭和42年12月15日
告示第1452号 〕

〔沿革〕 昭和44年9月26日告示第1233号、45年12月1日第1776号、47年11月24日第1605号、51年6月8日第834号、53年1月26日第102号、5月23日第668号、54年12月28日第1841号、59年7月20日第627号、61年3月31日第321号、平成3年3月28日第279号の2、6年1月28日第85号改正、20年7月8日第170号改正、20年12月18日第375号改正、23年4月8日第23号改正、25年11月20日第328号改正、27年4月24日第49号改正、28年4月25日第56号改正、30年12月27日第427号改正、令和元年6月26日第69号改正、2年3月10日第473号改正、3年12月17日改正

災害防止施設事業補助金交付要綱を次のように定める。

農地防災事業等補助金交付要綱

(目的)

第1 農用地及び農業用施設に係る災害を防止し、農業生産の維持向上を図るため、土地改良区、農業協同組合その他知事が適当と認めるもの又は市町村(以下「補助事業者」という。)が行う農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号事務次官通知)に定める災害関連農村生活環境施設復旧事業、農地災害関連区画整備事業又は農村地域防災減災事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する事業の区分、種目及び経費並びにこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第3 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 工事費及び事務費の相互間における経費の額の流用
- (2) 本工事費及び工事雑費の相互間における経費の額の流用
- (3) 工種の新設、変更又は廃止
- (4) 工種別の事業量の30パーセントを超える増減

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(事業の遂行の状況に係る報告書)

第5 補助事業者は、補助金の交付のあった年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在における補助事業の遂行の状況について、事業遂行状況報告書(様式第4号)を作成し、当該四半期の翌月10日までに所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(立入検査等)

第5の2 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者(市町村等を除く。)に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行うものに対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第6 補助金の前金払を請求しようとするときは、農地防災事業等補助金前払請求書(様式第5号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(事業の着手及び完了の届出)

第7 補助事業者は、当該補助事業に着手したときは農地防災事業等着手届(様式第6号)を、事業が完了したときは農地防災事業等完了届(様式第6号)を速やかに、所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

前 文(抄)(昭和44年9月26日告示第1233号)

昭和44年度分の補助金から適用する。

前 文(抄)(昭和45年12月1日告示第1776号)

昭和45年度分の補助金から適用する。

前 文(抄)(昭和47年11月24日告示第1605号)

昭和47年度分の補助金から適用する。

前 文(抄)(昭和51年6月8日告示第834号)

昭和51年度分の補助金から適用する。

前 文(抄)(昭和54年12月28日告示第1841号)

昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則(抄)(昭和61年3月31日告示第321号)

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

前 文(抄)(平成3年3月28日告示第279号の2)

平成2年度分の補助金から適用する。

前文（抄）（平成6年1月28日告示第85号）

平成5年度分の補助金から適用する。

附則

平成20年7月8日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

平成20年12月18日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

平成23年4月8日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附則

平成25年11月20日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附則

平成27年4月24日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

平成28年4月25日から施行し、平成28年度事業の補助金から適用する。

附則

平成30年12月27日から施行し、平成30年度事業の補助金から適用する。

附則

令和元年6月26日から施行し、令和元年度事業の補助金から適用する。

附則

令和2年3月10日から施行し、令和元年度事業の補助金から適用する。

附則

令和3年12月17日から施行する。

別表第1 (第2関係)

事業区分	事業種目	経 費	補 助 金
災害関連 農村生活 環境施設 復旧事業	災害関連 農村生活 環境施設 復旧事業	<p>農地又は農業用施設について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第6項に規定する災害復旧事業を行う場合において、これと関連して行う、同一の災害により被災を受けた農村生活環境施設（集落排水施設、営農飲雑用水施設及び農村公園施設をいう。）の復旧で、次に掲げる要件に該当するものに要する経費（工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）に限る。）</p> <p>1 受益戸数が2戸以上であること。</p> <p>2 工事費が200万円以上であること。</p>	<p>(1) (2)の補助率が適用される場合以外にあっては、当該事業に要する経費の100分の50に相当する額以内の額</p> <p>(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第2項の規定により同法第2章又は第5条に規定する措置が指定された災害（以下「激甚災害」という。）に係る集落排水施設の災害復旧事業費（以下「集排復旧事業費」という。）が6,000万円以上又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担等（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10%以上（激甚災害に係る集排復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあっては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る集排復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上）である場合にあっては、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）の80/100</p> <p>なお、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法</p>

			第 19 条の規定の例による。
農地災害 関連区画 整備事業	農地災害 関連区画 整備事業	<p>一連の農地が被災し、その被害が甚大であって、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に、再度災害を防止するため被災した農地及びこれの利用又は保全上必要な農業用施設の復旧と併せて隣接する農地等の整備を一定の計画に基づき総合的かつ一体的に区画整理方式で実施するもので、次の要件に該当するものに要する経費（工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受益戸数が 2 戸以上であること。 2 工事費が 400 万円以上であること。 	<p>(1) 当該事業に要する経費から農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定措置法施行令」という。）第 5 条第 1 項第 1 号に定める額を減じた額の 100 分の 50（農業用施設に係るものにあつては、100 分の 65）に相当する額</p> <p>(2) 暫定措置法施行令第 5 条第 1 項第 1 号に定める額から同条第 2 項に定める額を減じた額の 100 分の 80（農業用施設に係るものにあつては、100 分の 90）に相当する額</p> <p>(3) 暫定措置法施行令第 5 条第 2 項に定める額の 100 分の 90（農業用施設に係るものにあつては、100 分の 100）に相当する額</p>
農村地域 防災減災 事業	調査計画 事業	<p>補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領（平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農振第 2118 号農林水産省農村振興局長通知。以下、「農村地域防災減災事業実施要領」という。）別紙 1 第 2 の 1 に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額</p>
		<p>補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領別紙 1 第 2 の 2 に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額（ただし、二次災害が予想される地区における施設であつて、令和 2 年度までに採択されたものにあつては、定額）</p>
	ため池整 備事業	<p>補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領別紙 3 第 2 の 1 に規定する事業を行う場合に要する経費</p>	<p>当該事業に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額</p>

	補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領別紙 3 第 2 の 3 に規定する事業を行う場合に要する経費	当該事業に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額 (ただし、二次災害が予想される地区における施設であって、令和 2 年度までに採択されたものにあつては、定額)
用排水施設整備事業	補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領別紙 4 第 2 の 3 (1) 又は (2) に規定する事業を行う場合に要する経費	当該事業に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額
	補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領別紙 5 に規定する事業を行う場合に要する経費	当該事業に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額 (ただし、二次災害が予想される地区における施設であって、令和 2 年度までに採択されたものにあつては、定額)
ため池緊急防災環境整備事業	補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領別紙 14 第 2 の 3 に規定する事業を行う場合に要する経費	定額
	補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領別紙 14 第 2 の 5 に規定する事業を行う場合に要する経費	当該事業に要する経費の 100 分の 50 に相当する額以内の額 (ただし、二次災害が予想される地区における施設であって、令和 2 年度までに採択されたものにあつては、定額)
農業水利施設危機管理対策事業	補助事業者が農村地域防災減災事業実施要領別紙 16 第 2 の 3 に規定する事業を行う場合に要する経費	定額

別表第2（第8関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出期日
規定第4条の 規定による書 類	農地防災事業等補助金交付申請書 1 経費の配分及び事業計画の概要 2 収支予算書	第1号 第1号の2 第1号の3	別に定める。
規則第6条第 1項第1号、第 2号及び第3 号の規定によ り承認を受け る場合の書類	農地防災事業等変更（中止、廃止）承認申請書 1 経費の配分及び事業計画の概要 2 収支予算書	第2号 第1号の2 第1号の3	別に定める。

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出期日
規則第13条第 1項の規定に よる書類	農地防災事業等補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 請負及び竣工検査調書 4 直営調書 5 用地買収費及び補償費調書 6 事務費調書 7 船舶及び機械器具費調書 8 財産管理台帳 9 残材料調書 10 工事雑費調書	第3号 第1号の2 第1号の3 第3号の2 第3号の3 第3号の4 第3号の5 第3号の6 第3号の7 第3号の8 第3号の9	別に定める。

様式第1号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市 町 村 長 氏 名

〔 地区名
事務所の所在地
事業主体名
代表者 氏 名 〕

農地防災事業等補助金交付申請書

年度において、次のとおり 事業を実施したいので、岩手県補助金交付規則により、
関係書類を添えて、補助金 円の交付を申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業完了予定年月日

注 事業名は、別表第1事業種目欄に掲げる事業名を記載すること。

様式第1号の2（別表第2関係）

経費の配分及び事業計画の概要（事業実績書）

事業名																
地区名	費目	工種	総量		前年度まで		本年度						翌年度以降		備考	
			事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	国庫補助金以外の財源			事業量		事業費
											県補助金	市町村費	土地改良区その他			
				円		円		円		%	円	円	円		円	
	計															

- 注1 地区名の欄には、地区名の下に括弧書きで、事業主体名を記載すること。
- 2 費目の欄には、工事費の費目の本工事費、工事雑費、事業主体事務費、事務雑費等を記載すること。
- 3 工種の欄には、本工事費の工種ダム、ため池、頭首工、揚排水機場、水路等を記載すること。
- 4 事業量の欄及び事業費の欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金以外の財源の欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 備考の欄には、当該地区の受益面積、施工年度、当該年度の工事の着工及び竣工の予定年月並びに事業完了後の施設の予定管理者を記載すること。
- 7 実施設計書を添付すること。
- 8 事業実績書として使用する場合において、実績と計画（変更承認後のものを含む。）とが相違するときは、容易に比較対照できるように計画を括弧書きで上段に記載すること。

様式第1号の3 (別表第2関係)

収 支 予 算 (精 算) 書

1 収入の部

区 分		本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
				増	減	
補 助 金		円	円	円	円	
補助金 以外の 財源	市町村					
	その他					
計						

2 支出の部

区 分		本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
				増	減	
補 助 金		円	円	円	円	
計						

注1 収支予算書の場合は、予算議決(予算議決予定)年月日を記載すること。

2 区分の欄には、工事費、事務費及び事務雑費について記載すること。

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市 町 村 長 氏 名

（ 地区名
事務所の所在地
事業主体名
代表者 氏 名 ）

農地防災事業等変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知があった 事業の実施について、別紙変更（中止、廃止）理由書に記載した理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、承認を申請します。

注1 理由書を添付すること。

2 事業名は、別表第1事業種目欄に掲げる事業名を記載すること。

3 添付書類は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように変更に係る部分についてのみ、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市 町 村 長 氏 名

〔 地区名
事務所の所在地
事業主体名
代表者 氏 名 〕

農地防災事業等補助金請求（精算）書

年 月 日付指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知があった 事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金 円

補助金交付決定額 金 円

前金払受領済額 金 円

注1 事業名は、別表第1事業種目欄に掲げる事業名を記載すること。

2 精算の結果交付を受ける補助金がない場合は「補助金の交付を請求します」を「精算します」と記載すること。

様式第3号の2（別表第2関係）

請負及び竣工検査調書

地区名	区分	施行箇所	構造又は工法	事業量	設計金額	請負金額	請負人氏名	着工年月日 竣工年月日	竣工検査		契約方式	備考
									検査年月日	検査責任者職氏名		
					円	円						

- 注1 請負契約書に基づき、契約ごとに記載すること。
- 2 請負契約に変更のあったときは、設計金額の欄及び請負金額の欄に当該年度の最後の設計金額及びこれに対する請負金額を下段に記載し、当初の設計金額及びこれに対する請負金額を括弧書きで上段にそれぞれ記載すること。
- 3 随意契約の場合は、備考の欄にその事由を記載すること。
- 4 構造又は工法の欄には、工種の種別に見合う構造又は工法を記載すること。

様式第3号の3（別表第2関係）

直 営 調 書

区 分	労務費	需要費	材料費	その他	計	備 考
	円	円	円	円	円	

様式第3号の4（別表第2関係）

用地買収費及び補償費調書

区 分	地目及び補償物件（又は権利）	数 量	金 額	備 考
			円	

注 用地買収費及び補償費の区分ごとに金額の合計を記載すること。

様式第3号の5（別表第2関係）

事 務 費 調 書

費 目	数 量	単 価	金 額	備 考

様式第3号の6（別表第2関係）

船舶及び機械器具費調書

区 分	数 量	単 価	金 額	備 考
		円	円	

様式第3号の7（別表第2関係）

財 産 管 理 台 帳

地区名	事業主体	名称	形状寸法	数量	単価	取得金額	検収又は取得の年月日	処分制限期間		処分の状況			備考
								耐用年数	処分制限年月日	処分の種別	処分年月日	補助金返還額	
					円	円						円	

- 注1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第13条第1号から第3号までに規定する財産及び1件の取得価格が50万円以上の財産について記載すること。
- 2 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考の欄に施工期間を記載すること。
- 3 備考の欄に、事業に係る補助率を記載すること。

様式第3号の8（別表第2関係）

残 材 料 調 書

地区名	名 称	形状寸法	数 量	単 価	金 額	検収又は取得の年月日	備 考
				円	円		

様式第3号の9（別表第2関係）

工 事 雑 費 調 書

区 分	数 量	金 額	備 考
		円	

注 区分の欄には、別に定める工事経費の用途区分に従って記載すること。

様式第4号（第5関係）

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市 町 村 長 氏 名

（ 地区名
事務所の所在地
事業主体名
代表者 氏 名 ）

事業遂行状況報告書

年 月 日付指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知があった 事
業について、 月 日現在における事業遂行状況を別紙出来高調書のとおり報告します。

注 事業名は、別表第1事業種目欄に掲げる事業名を記載すること。

別紙第1

出 来 高 調 書

費 目	実施設計 (A)		出来高 (B)		(A) / (B)	国庫補助金 交付額	備 考
	事業量	事業費	事業量	事業費			
		円		円	%	円	
合 計							

別紙第2

収 支 の 状 況

1 収入の部

区 分		予算額	収入済額	収入未済額	備 考
補 助 金		円	円	円	
補助金 以外の 財源	市町村費				
	そ の 他				
計					

2 支出の部

区 分		予算額	支出済額	支出未済額	備 考
工 事 費		円	円	円	
事 務 費					
計					

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市 町 村 長 氏 名

（ 地区名
事務所の所在地
事業主体名
代表者 氏 名 ）

農地防災事業等補助金前金払請求書

年 月 日付指令 地 第 号で補助金の交付決定の通知があった 事
業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

金 円

補助金交付決定額	金	円
前回までの受領済額	金	円
今回請求額	金	円
差引残額	金	円

理由

注 事業名は、別表第1事業種目欄に掲げる事業名を記載すること。

様式第6号（第7関係）

第 号
年 月 日

振 興 局 長 様

市 町 村 長 氏 名

（ 地区名
事務所の所在地
事業主体名
代表者 氏 名 ）

農地防災事業等着手（完了）届

年 月 日付指令 地 第 号で補助金の交付の決定の通知があった 事
業は、 年 月 日着手（完了）したので、お届けします。

注 事業名は、別表第1事業種目欄に掲げる事業名を記載すること。